平成27年度 国民健康保険特別会計の決算の状況

国民健康保険特別会計の決算の状況は、図1のとおりです。

◎歳入

歳入の主なものは、加入者が納めた保険税のほか、国庫支出金(※1)、都支出金(※1)、共同事業交付金(※2)、前期高齢者交付金(※3)、療養給付費等交付金(※4)で、歳入の86・6%を占めています。

保険税収入は、収納率の向上はあったものの、被保険者数の減などにより平成26年度に比べて減少しました。

保険給付費(※5)の増や前期高齢者交付金の減により、国庫支出金や都支出金は微増となりました。また、療養給付費等交付金は退職者医療制度被保険者の減により減少しています。

歳入の11・5%を占める繰入金は、一般会計と基金からの繰り入れを合わせて約16億円となり、その結果、歳入の総額は26年度に比べ10・7%増加しました。

◎歳出

歳出の主なものは、保険給付費、共同事業拠出金(※6)、後期高齢者支援金等(※7)で、全体の92・5%を占めています。

26年度に比べ保険給付費、特定健康診査等の保健事業費がそれぞれ増加し、歳出の総額は11・2%増加しました。

◎財源不足分を繰り入れ

保険税や、国・都支出金などの歳入だけでは歳出を賄えないため、図2のとおり、赤字補てん分約6億3700万円を含めた約13億円を、一般会計から繰り入れました。

補てん額は昨年より減少しているものの、依然として大きな金額です。今後もある程度の繰り入れは必要になると見込んでいます。

◎加入者1人当たりの医療費と保険税

加入者1人当たりの医療費と保険税は、図3のとおりです。

26年度と比べると、医療費は1万9422円増加し31万6258円、保険税は1070円減少し8万488円となりました。

市では、今後も歳入の確保に努めるとともに、特定健康診査等の実施や、ジェネリック医薬品の利用促進などにより医療費の適正化を図り、また、30年度からの制度改正を見据え、安定した国民健康保険財政の運営に努めます。

☆詳しくは、保険係へ。

▼図1　平成27年度国民健康保険特別会計決算

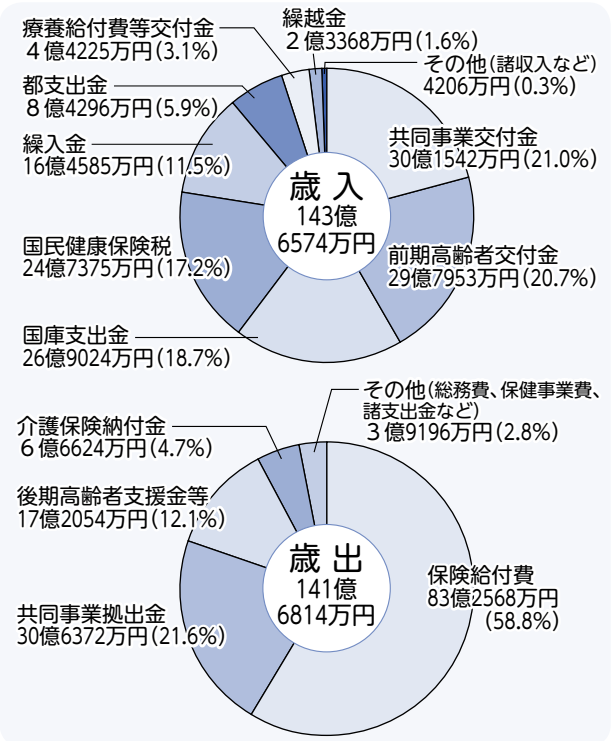

▼図2　繰入金の状況

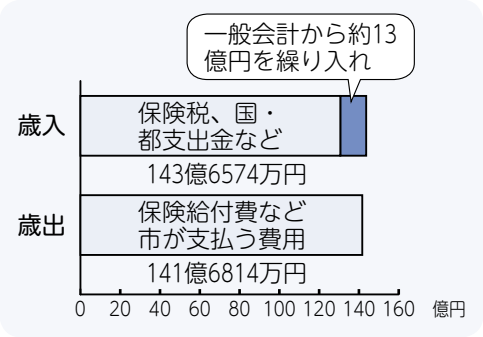

▼図3　加入者1人当たりの医療費と保険税

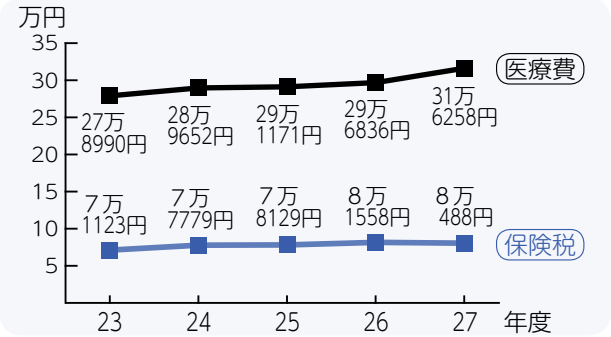

用語説明

※1＝国・都が負担する補助金など

※2＝医療機関が発行する診療報酬明細書1件当たり30万円を超える医療費の支払いに対して交付されるもの

※3＝前期高齢者(65～74歳の方)の加入率が全国平均を上回る保険者(保険事業を運営する者)に対して交付されるもの

※4＝退職後に国民健康保険に加入し、一定の条件を満たす方の保険給付費に対して交付されるもの

※5＝市が医療機関などに支払う費用

※6＝診療報酬明細書1件当たり30万円を超える医療費について、都内の全市区町村が共同で出し合うもの

※7＝75歳以上の方を対象とした「後期高齢者医療制度」を運営するために、保険者が支払うもの